声明 「『後期高齢者医療の保険料引上げ』法案の可決・成立に抗議する」

2 0 2 3 年 5 月 18 日 石川県保険医協会 会長 三宅 靖

5月 12 日、参議院本会議において、後期高齢者医療の保険料引上げなどを含む「健康保険法等の一部を改正する法律」が可決・成立した。昨年から始まった後期高齢者の医療費窓口負担 2 割化、そして、この間の物価高騰のさなかに、さらに保険料引上げを断行する本施策は、高齢者の命と健康に重大な影響を及ぼし憲法 25 条に規定されている国家による国民の「健康権保障義務」に明確に反するものである。人権としての医療保障・社会保障の拡充を求める医師・歯科医師の団体として、断固として抗議する。

今回の見直しにより、後期高齢者の保険料に関して次のように変更されることとなる。①後期高齢者と現役世代の1人当たり伸び率を等しくするために後期高齢者と現役世代の負担割合調整に「人口比」の考え方を導入、②「負担能力に応じた負担」を強化するとして、(1)保険料負担上限額(賦課限度額)の引上げ、(2)保険料の構成要素のうち「所得に応じて負担する部分」の比率の引上げーなどである。上記の所得割の比率引上げは、後期高齢者の4割が該当するとされている。また、これらとは別に、後期高齢者医療制度から出産育児一時金の費用を支援する仕組みが創設される。

これらの制度見直し「のみ」の影響をみても、後期高齢者一人当たりの平均保険料は年間 5,200 円増加する(2025 年度)と試算されている(社会保障審議会医療保険部会)。この金額には今後の高齢化に伴う保険料の更なる上乗せは含まれていない。では、保険料引上げにより後期高齢者医療の内容が「豊か」になるのであろうか。今回の見直しには前期高齢者医療の財政調整制度の変更等も含まれているが、それらを含む施策全体で国庫負担は 910 億円の削減と試算されており、その狙いは明らかである。すなわち、医療保障における国家責任を後退させ、国民・患者に過酷な負担増を強いるものと言わざるを得ない。

本「一部改正法」の正式名称には「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため」との枕詞があるとおり、今回の制度見直しは「こども・子育て世代のために後期高齢者に応分の負担を求める」という「全世代型社会保障改革」の一環として位置づけられている。もとより、社会保障給付の対象は憲法 25 条にある通り「すべて国民」であり、国民一人一人の生活保障のニーズに則って給付されるよう具体化されねばならない。「世代」で負担内容を考える根拠はどこにもなく、むしろ、これらの施策は世代間対立を煽るばかりである。こども・子育て施策の拡充はもちろん必要であるが、その財源の具体的な提起も未だ示されていない中、高齢者の社会保障負担引上げ「のみ」を先行させることを許すわけにはいかない。

地域医療をになう医師・歯科医師として、我々は負担増法案の成立に強く抗議する。そして、保険料引上げの施行中止に向けて更なる取組みを進めるとともに、患者・国民の健康と生活を保障する社会保障制度の実現に向けて引き続き全力を挙げることを、ここに表明する。